

国際交流事業に補助金を交付

姉妹都市や友好都市との市民交流など市民団体が取り組む国際交流事業に補助金を交付します。

【対象事業】

- ◆姉妹・友好都市の市民を招いて行う事業
- ◆団体の構成員 10人以上が姉妹・友好都市を訪問する事業
- ◆構成員 10人以上が在住外国籍市民と交流する事業

【対象経費】

印刷製本費、会議費、旅費、通信運搬費などの経費（飲食経費を除く）

【対象団体】

- ◆主に市内で活動
- ◆10人以上で構成され、過半数が舞鶴市民
- ◆1年以上の国際交流活動の実績がある など

【補助額】

- ◆姉妹・友好都市関連事業…事業費の3分の1以内
- ◆在住外国籍市民関連事業…事業費の2分の1以内（いずれも限度額 30万円以内）

【交付の可否】

提出書類に基づき審査を行い事業選択の可否を決定

【申し込み方法】

所定の用紙（みなと振興・国際交流課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、7月31日（水）までに同課へ。

▶詳しくは、みなと振興・国際交流課（☎66・1037）へ。

下水道排水設備工事責任技術者

～ 講習と認定試験 ～

◆更新講習

【日時】 10月9日（水）14時から

【場所】 福知山市民会館（福知山市字内記）

◆認定試験

【日時】 11月10日（日）13時30分から

【場所】 中丹勤労者福祉会館（福知山市昭和新町）

《共通》

【手数料】 各 10,000円

【申し込み方法】 7月16日（火）までに所定の用紙（下水道総務課に備え付け）で。

▶詳しくは、下水道総務課（☎66・1028）へ。

緑化に関する活動に助成

～ 緑の募金による地域緑化事業 ～

市緑化推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体から頂いた緑の募金を活用し、市内において植樹活動や緑化に関する研究啓発活動を行う団体を対象に、その一部を助成します。

【申請期間】 7月1日（月）～8月30日（金）

【助成対象団体の要件】

- ◆市内に住所を有する
- ◆複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる（自治会・老人会・子ども会・公共施設や共用スペースで活動するグループ、労働組合など）
- ◆植樹活動や森林整備については継続して適切な維持管理ができる
- ◆土地の所有者または管理者の承諾を得た場所で活動を実施する

【助成金額】 1団体につき上限 15万円/年

【助成の可否】

市緑化推進委員会の審査で決定し、申請団体に通知

【交付時期】 9月下旬頃

【申し込み方法】

所定の用紙（農林課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。

▶詳しくは、市緑化推進委員会（農林課内、☎66・1023）へ。

夏の交通事故防止府民運動

7月21日（日）～8月20日（火）まで「京の夏 さわやかマナーで 事故防止」を統一標語に夏の交通事故防止府民運動を実施。次の項目を重点的に取り組みます。

- ◆子どもと高齢者の交通事故防止
 - ◆自転車の安全な利用の促進
 - ◆シートベルト・チャイルドシートの正しい着用・使用の徹底
 - ◆悪質・危険運転の追放
- 一人ひとりが交通ルールを守り、安全で事故のないまちを目指しましょう。

《市交通対策協議会（市民相談課内）》

「女性のチャレンジ相談・バックアップセミナー」

フリアス舞鶴では女性を対象に、専門相談員が夢や想いをかたちにするためのサポートを行う「バックアップセミナー」を実施しています。あなたの得意分野の確認と弱点について助言。気軽に参加してください。

【日時】 毎月第3水曜日、14時10分～15時40分

【定員】 毎月先着4人

【対象】 市内在住か在勤の女性

【その他】 託児あり（予約が必要）

【申し込み方法】 実施日の2週間前から前日までに電話で人権啓発推進室へ。

▶詳しくは、人権啓発推進室（☎66・1022）へ。

電子証明書が発行できない日のお知らせ

7月29日（月）と30日（火）はシステムのメンテナンス作業のため、インターネットを使った行政手続きに必要な電子証明書の窓口業務（発行・失効）を停止します。ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、市民課（☎66・1001）へ。

総合文化会館の一部利用停止について

総合文化会館の大ホールが改修工事のため、平成26年8月1日～平成27年3月31日まで利用が停止となります。公共施設予約システムから同期間の予約も停止させていただきます。ご了承ください。

▶詳しくは、文化振興課（☎66・1019）へ。



▲総合文化会館大ホール

市役所ロビーコンサート

【日時】 7月23日（火）12時10分～12時50分

【場所】 市役所本館 市民ホール

【内容】 海に見えるオープンな会場で、どなたでも気軽に楽しめるコンサート。ゴールデンビー（フルーツ奏者の谷口愛さん、オーボエ奏者の猪又詩子さん、クラリネット奏者の稲垣孝さん、ピアノ奏者の内藤祐貴子さん）が出演。

▶詳しくは、文化振興課（☎66・1019）へ。



▲5月21日に行われたコンサートの様子

国民健康保険・後期高齢者医療制度

～ 加入者の皆さんへお知らせ ～

◆新しい被保険者証を送付

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」は7月末が有効期限です。新しい被保険者証を7月中旬～下旬に書留で送付します。

※新しい保険者証（緑色）は届いた日から使用できます。古い保険者証（ピンク色）は8月1日（木）から使用できませんのでご注意ください。

《保険料納入通知書と保険料額決定通知書を送付》

平成24年中の所得に基づき算定した平成25年度の後期高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

◆国保高齢受給者証

国民健康保険（国保）に加入している70歳～74歳の人に交付している「国民健康保険高齢受給者証」は、7月末が有効期限。現在お持ちの人か新たに8月1日から該当する人には、7月中旬に受給者証を送付します。また、来年7月末までに75歳になる人は誕生日から後期高齢者医療制度で受診を。

◆限度額適用認定証など

国保か後期高齢者医療制度の加入者で、病院窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と市民税非課税世帯で入院中の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月末が有効期限です。切り替えの手続きは、保険証と印鑑を持って保険医療課か西支所保健福祉係で。

▶国民健康保険に関するお問い合わせは保険医療課（☎66・1003）へ。

▶後期高齢者医療保険に関するお問い合わせは同課（☎66・1075）へ。

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間。「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を合言葉に、地域の皆さんのご理解と温かい見守りにより、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人が再び罪を犯すことなく地域の一員として社会復帰しやすいまちづくりに努めましょう。 《保健福祉企画課》

夏の節電にご協力を

市役所では昨年に引き続き7月1日（月）～9月30日（水）の間、節電に取り組みます。

今夏は必要最低限の電力が確保できる見通しですが、昨年並みの節電が前提となっています。ご家庭や事業所でも、平成22年夏と比べ9割削減を目安に、健康に無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。

▶詳しくは、生活環境課（☎66・1005）へ。

高浜町のお知らせ

若狭高浜花火大会

スターメインや早打ち、水中花火など今年も見どころ満載!!

【日時】 8月1日（木）20時から

【場所】 高浜町東部海岸
（若狭和田海水浴場～城山海水浴場）

【内容】 約3,700発を打ち上げ

【問い合わせ先】 若狭高浜観光協会（☎0770・72・0338）

花火大会（昨年の様子）